

令和7年第13回農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和7年12月10日(水) 午後1時
2 開催場所 那珂市役所 5階 501～503会議室
3 議 案 別添のとおり
4 出席委員
- | | | | | | |
|-----|--------|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 大和田 憲秀 | 2番 | 鈴木 久夫 | 3番 | 稲田 和子 |
| 4番 | 峯島 勝則 | 5番 | 綿引 桂太 | 6番 | 小徳 修一 |
| 7番 | 生田目 貴子 | 8番 | 大森 龍一 | 9番 | 堀江 秀男 |
| 10番 | 海野 浩行 | 11番 | 檜山 眞弓 | 12番 | 會澤 留美 |
| 13番 | 大内 弘之 | 14番 | 助川 智夫 | 17番 | 福田 和一 |
| 18番 | 檜山 日出夫 | 19番 | 鈴木 洋 | | |
- 5 欠席委員 15番 助川 操 16番 石崎 甲一
- 6 議事録署名人 17番 福田 和一 委員
18番 檜山 日出夫 委員

議 長 ただ今より、令和7年第13回農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は17名です。委員の過半が出席でございますので、本委員会
は成立いたします。

議事録署名人は 17番 福田 和一 委員
18番 檜山 日出夫 委員
のお二人をお願いいたします。

議 長 それでは、議案の審議に入ります。
本日の議案は、議案第1号から第7号まで、一括上程いたします。

議 長 議案第1号は、農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可につ
いてです。これは、当委員会でも可否の決定をするものです。事務局の説明
を求めます。

事務局 (議案第1号の説明)

いずれの案件も、農地法第3条第2項各号の全部効率利用要件、農作業
の常時従事要件及び地域調和要件に適合しており、許可要件の全てを満た
しているものと思料いたしました。

議 長 ただ今、事務局より説明がありました１３件について、ご意見をお伺いします。

４ 番 諮問番号１０番と１３番は、新規就農者と思われませんが、何を作るのか。

事務局 雑穀の粟（あわ）を作付け予定です。小鳥のエサとして、ペットショップへの卸売りのほか、インターネットやＳＮＳ等を利用し、個人消費者にも販売を予定しているそうです。

１ 番 諮問番号７，８，９番は、引き続き営農型太陽光発電を行うにあたりとなっているが、区分地上権の設定は初めてということか。

事務局 更新になります。

 前回が農地法第５条許可の許可期間に合わせ３年間の設定でしたが、今回は認定農業者が耕作することになりましたので１０年間の設定となります。

議 長 他にご意見が無いようですので、１３件について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

 （ 挙手全員 ）

議 長 挙手全員ですので、議案第１号につきましては、すべて許可と決定いたします。

議 長 議案第２号は、農地法第４条の規定による農地転用の許可についてです。今回の案件につきましては、すべて３０アール以下のため、当委員会で可否の決定をするものです。事務局の説明を求めます。

事務局 （ 議案第２号の説明 ）

議 長 ただ今、事務局より説明のありました１件について、ご意見をお伺いします。

５ 番 諮問番号１番は、始末書添付となっているが、理由は。

事務局 平成１５年頃より土地の一部を資材置場のように使用していたためです。

議 長 他にご意見が無いようですので、１件について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員ですので、議案第 2 号につきましては、すべて許可と決定いたします。

議 長 議案第 3 号は、農地法第 5 条の規定による転用を伴う権利の設定、移転の許可についてです。今回の案件につきましては、30 アール以下の案件は、当委員会で可否の決定を行い、30 アールを超える案件については、当委員会で可否の決定をしたのち、後日行われる常設審議委員会に諮問するものです。事務局の説明を求めます。

事務局 (議案第 3 号の説明)

議 長 ただ今、事務局より説明のありました 18 件について、ご意見をお伺いします。

10 番 諮問番号 16 番について、地域計画からの除外に際し、営農者の代表として意見を求められた。住宅の建築自体については問題ないが、東側の 1.8 メートルほどの道路に境界ギリギリに塀を建てられてしまうと、車両や農業用機械が通行できなくなってしまうので、セットバックしていただきたいと意見したと記憶しているが、聞いているか。

事務局 地域計画の除外については承知しているが、道路のセットバック要望については聞いておりません。

今回の転用計画では、塀等を建設する予定の記載はありませんが、建築基準法上の道路とならない場合は、セットバック義務は発生しないようです。

2 番 総会審議に際し、委員より道路のセットバック要望について意見が出たことを地域計画担当課である農政課に伝えることはできるのではないか。

事務局 許可条件にセットバック条件を付することはできませんが、意見として農政課に伝えます。

議 長 他にご意見が無いようですので、18 件について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員ですので、議案第3号につきましては、すべて許可と決定いたします。

議 長 議案第4号は、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請にかかる承認についてです。事務局の説明を求めます。

事務局 (議案第4号の説明)

議 長 ただ今、事務局より説明がありました1件について、ご意見をお伺いします。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見が無いようですので、1件について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員ですので、議案第4号につきましては、承認と決定いたします。

議 長 議案第5号は、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議についてです。事務局の説明を求めます。

事務局 (議案第5号の説明)

議 長 ただ今、事務局より説明がありました件について、ご意見をお伺いします。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見が無いようですので、1件について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員ですので、議案第5号につきましては、承認と決定いたします。

議 長 議案第6号・7号は、農政課からの説明になりますので、報告事項の後、休憩を取ってから審議したいと思います。

議 長 報告事項に入ります。

報告第1号 農地法第3条の3の規定による農地の権利移動の届出の専決処分について、9件ありました。

報告第2号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出の専決処分について、5件ありました。

報告第3号 非農地証明について、2件ありました。

この件につきましては、担当委員より状況報告をいただきたいと思います。

最初に、横堀地区担当の議席番号8番の 大森龍一 委員より状況報告をお願いします。

(担当委員の報告)

議 長 続いて、中台地区担当の議席番号4番の 峯島勝則 委員より状況報告をお願いします。

(担当委員の報告)

議 長 それでは、暫時休憩いたします。
再開は14時00分からとします。

(休 憩)

議 長 再開いたします。
議案第6号 農地中間管理事業 農用地利用集積等促進計画(案)について、農政課より説明を求めます。

農政課 (議案第6号の説明)

議 長 農政課より説明のありました件について、議席番号 5番 綿引桂太委員、議席番号10番 海野浩行 委員が、自己に関係する案件であることから、那珂市農業委員会 会議規則 第11条により議事に参与することができませんので一時退席をお願いします。

(委員一時退席)

議 長 それでは、まず退席委員該当案件についてのみ、ご意見をお伺いします。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見が無いようですので、承認することに賛成の方は挙手をお願いします

ます。

（ 挙手全員 ）

議 長 挙手全員ですので、退席委員該当案件について承認と決定いたします。

（ 退席委員着席 ）

議 長 続きまして、農政課より説明のありました、その他の件について、ご意見をお伺いします。

1 番 貸し手と借り手が同一人のものがありますが理由は。

農政課 圃場整備の関係で、自分で自分の土地を借りるという形で契約を結ぶケースです。

農政課 補足として、中管理事業の補助メニューである集積協力金を活用するために、自分の土地を自分で借りるという内容の契約になります。

議 長 他にご意見が無いようですので、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（ 挙手全員 ）

議 長 挙手全員ですので、議案第6号につきましては、すべて承認と決定します。

議 長 議案第7号 那珂農業振興地域整備計画の計画変更（総合見直し）についてです。農政課の説明を求めます。

農政課 （ 議案第7号の説明 ）

議 長 農政課より説明のありました件について、ご意見をお伺いします。

2 番 他市町村と隣接する水系にある水田の水利用に係る調整は、どのようなになっているのか。

農政課 北側の久慈川沿いである常陸太田市、常陸大宮市、東海村、南側の那珂川沿いである水戸市などは、那珂市同様に基盤整備されていると思われます。

議 長 他にご意見が無いようですので、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員ですので、議案第7号につきましては、承認と決定いたします。

議 長 以上で、本日の議案は、すべて終了いたしました。
これをもちまして、令和7年第13回農業委員会総会を閉会いたします。

閉 会 15時00分